

平成 29 年 5 月 29 日
電力・ガス取引監視等委員会

「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「電力の小売営業に関する指針」に関し、改定することを経済産業大臣に建議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 背景及び概要について

本指針は、小売の全面自由化に伴い、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものとして平成28年1月に制定され、同年7月には小売全面自由化前後の状況等を踏まえた改定が行われています。

今般、①非化石価値取引市場が導入される予定であることに伴い、非化石証書の購入による環境表示価値等の表示に関する具体的な規定を本指針に追加する必要があること、②「ガスの小売営業に関する指針」(平成29年1月制定)の制定の際の議論を参考に、本指針についても電気の需要家の保護のさらなる充実等を図る必要があること等を踏まえ、第16回 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合(本年3月31日開催)において、本指針の改定案について審議を行いました。更に、広く国民の皆様から御意見をいただくため、本指針の改定案について本年4月7日から同年5月6日にかけて、パブリックコメントを募集したところです。

本日の第84回電力・ガス取引監視等委員会において検討した上、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、本指針を改定することを経済産業大臣に建議いたしましたので、お知らせいたします。

2. 添付資料

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について(建議)

3. 参考

第84回電力取引監視等委員会 配付資料

http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/084_haifu.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 佐合

担当者: 曾根、正木

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)